

【参考 2】

1 山林所得に対する所得税の税額表

○ 山林所得については、事業所得や給与所得などの他の所得とは区分した上で、特別の税率が適用されます。

課税される所得金額 (申告書第三表㉔欄の金額)		円		A
A 課税される山林所得金額	B 所得税の税率	C 控除額	課税される所得金額に対する税額	
1,000円 ~ 9,749,000円	0.05 (5%)	0円	$(A \times B - C)$	
9,750,000円 ~ 16,499,000円	0.1 (10%)	487,500円		
16,500,000円 ~ 34,749,000円	0.2 (20%)	2,137,500円		
34,750,000円 ~ 44,999,000円	0.23 (23%)	3,180,000円		
45,000,000円 ~ 89,999,000円	0.33 (33%)	7,680,000円		
90,000,000円 ~ 199,999,000円	0.4 (40%)	13,980,000円		
200,000,000円 ~	0.45 (45%)	23,980,000円	円 (申告書第三表㉔欄へ)	

- 注 1 「課税される山林所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 例えば、「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合には、求める税額は次のようになります。

$$40,000,000円 \times 0.23 (23\%) - 3,180,000円 = \underline{6,020,000円}$$

2 配偶者特別控除額表

配偶者の合計所得金額	円	D
------------	---	---

○ ここで求められた配偶者特別控除額は、申告書B第一表の「所得から差し引かれる金額」[㉑~㉒ 配偶者(特別)控除]欄へ転記します。
 なお、配偶者特別控除の適用を受ける場合は、「㉑~㉒ 配偶者(特別)控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

配偶者の合計所得金額 (Dの金額)	控除額
~ 380,000円	0円
380,001円 ~ 399,999円	38万円
400,000円 ~ 449,999円	36万円
450,000円 ~ 499,999円	31万円
500,000円 ~ 549,999円	26万円
550,000円 ~ 599,999円	21万円
600,000円 ~ 649,999円	16万円
650,000円 ~ 699,999円	11万円
700,000円 ~ 749,999円	6万円
750,000円 ~ 759,999円	3万円
760,000円 ~	0円



3 給与所得金額の計算表

給与等の収入金額 (申告書B第一表㉑欄の金額)	円	E
-------------------------	---	---

○ ここで計算した給与所得金額は、申告書B第一表の「所得金額」[㉖ 給与]欄へ転記します。

Eの金額	給与所得の金額	Eの金額	給与所得の金額
~650,999円	0円	1,628,000円 ~ 1,799,999円	$E \div 4$ の金額 (※千円未満の端数は切捨て) $F \times 2.4$ 円
651,000円 ~ 1,618,999円	$E - 650,000円$	1,800,000円 ~ 3,599,999円	$F \times 2.8 - 180,000円$ 円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	969,000円	3,600,000円 ~ 6,599,999円	F の金額 $F \times 3.2 - 540,000円$ 円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	970,000円	6,600,000円 ~ 9,999,999円	$E \times 0.9 - 1,200,000円$ 円
1,622,000円 ~ 1,623,999円	972,000円	10,000,000円 ~ 11,999,999円	$E \times 0.95 - 1,700,000円$ 円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	974,000円	12,000,000円 ~	$E - 2,300,000円$ 円

4 公的年金等の雑所得の金額の計算表

公的年金等の雑所得の収入金額 (申告書B第一表㉓欄の金額)	円	G
-------------------------------	---	---

○ ここで計算した公的年金等の雑所得の金額は、申告書B第一表の「所得金額」[㉗ 雑]欄へ転記します。
 なお、その他の雑所得がある場合は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の9ページをご覧ください。

年齢区分	Gの金額	公的年金等の雑所得の金額	年齢区分	Gの金額	公的年金等の雑所得の金額
昭和27年1月2日以後に生まれた方	~700,000円	0円	昭和27年1月1日以前に生まれた方	~1,200,000円	0円
	700,001円 ~ 1,299,999円	$G - 700,000円$		1,200,001円 ~ 3,299,999円	$G - 1,200,000円$
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	$G \times 0.75 - 375,000円$		3,300,000円 ~ 4,099,999円	$G \times 0.75 - 375,000円$
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	$G \times 0.85 - 785,000円$		4,100,000円 ~ 7,699,999円	$G \times 0.85 - 785,000円$
	7,700,000円 ~	$G \times 0.95 - 1,555,000円$		7,700,000円 ~	$G \times 0.95 - 1,555,000円$

5 総合課税の所得金額に対する税額の計算表

課税される所得金額 (申告書第三表㉔欄の金額)	円	H
-------------------------	---	---

(注) 申告書第三表の「税金の計算」[㉔ 課税される所得金額]欄の書き方は、12ページの「課税される所得金額」の計算を参照してください。

Hの金額	I(所得税の税率)	J(控除額)	課税される所得金額に対する税額
1,000円 ~ 1,949,000円	0.05 (5%)	0円	$(H \times I - J)$
1,950,000円 ~ 3,299,000円	0.1 (10%)	97,500円	
3,300,000円 ~ 6,949,000円	0.2 (20%)	427,500円	
6,950,000円 ~ 8,999,000円	0.23 (23%)	636,000円	
9,000,000円 ~ 17,999,000円	0.33 (33%)	1,536,000円	
18,000,000円 ~ 39,999,000円	0.4 (40%)	2,796,000円	
40,000,000円 ~	0.45 (45%)	4,796,000円	円 (申告書第三表㉔欄へ)